

株 主 各 位

香川県高松市新田町甲34番地
株式会社 クダソ
代表取締役社長 多田野 宏一

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成22年6月24日（木曜日）午後5時25分までに到着するようご送付の程お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月25日（金曜日）午前10時

2. 場 所 香川県高松市木太町2191番地1
高松国際ホテル 新館2階 瀬戸の間

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第62期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人
及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第62期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書用紙に、議案に対する賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。
- (2) 株主総会にご出席いただけない場合には、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

以 上

-
- ◎ 当日、ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tadano.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果並びに対処すべき課題

当期におけるわが国経済は、輸出や生産が持ち直すなか、企業収益が改善し、設備投資は下げ止まりつつあるものの、雇用・所得環境は依然として厳しく、先行き不透明なまま推移しました。

私どもの業界は、国内では様子見・買い控えにより、海外ではエネルギー関連を始め各種プロジェクトの中断・延期により、建設用クレーンの需要が激減しました。

当社グループは、経営環境の激変を受け、販売面では需要掘り起こしによる売上確保に努め、生産面では一時休業等による大幅な減産に取り組むとともに、総人件費圧縮と諸経費削減に注力しました。また「品質とサービス」の強化に向けて人員再配置を行い、原価低減を強力に推進するべく、本格的な原価低減活動に着手しました。

なお、大幅な減産と売上確保に取り組みました結果、最大の経営課題であったたな卸資産の圧縮は当期末に一定の目処がつけました。

一方で、平成20年12月買収の米国子会社タダノ・マンティス Corp. (以下マンティス社という) は、経営環境の激変を受け、収益力が急速に悪化しました。このため、当期末にマンティス社の「のれん」について見直した結果、「減損損失」を計上することとしました。これにともない、重要性の判断からマンティス社を連結子会社としました。

このようななかで、国内売上高は、建設用クレーン等の売上が大幅に減少したため、480億5千9百万円(前期比65.5%)となり、海外売上高は、大幅な需要減と円高により、561億9千1百万円(前期比62.9%)となりました。この結果、総売上高は、1,042億5千1百万円(前期比64.0%)となりました。なお、海外売上高比率は、53.9%となりました。

経常利益につきましては、総人件費圧縮と諸経費削減に注力しましたが、売上の大幅な減少と、価格高騰時に仕入れた原材料の使用や操業度

低下による原価の上昇により、2億9千7百万円（前期比2.9%）となりました。当期純利益につきましては、主にマンティス社に関わる減損損失8億3千5百万円の計上により、8億9千5百万円の損失（前期5億3千9百万円の利益）となりました。

なお、マンティス社を連結子会社としたため、営業利益が4億5千万円、経常利益が4億7千1百万円、当期純利益が8億6千5百万円減少しております。

主要品目別の概要は、次のとおりであります。

建設用クレーン

国内売上につきましては、景気の先行き懸念による買い控えにより需要が半減するなか、シェアアップに努め、過去最高のシェアを達成しましたが、186億9千9百万円（前期比51.8%）となりました。

海外売上につきましては、大幅な需要減と円高により、470億1千2百万円（前期比63.7%）となりました。

この結果、建設用クレーンの売上高は、657億1千2百万円（前期比59.8%）となりました。

車両搭載型クレーン

トラック需要が過去最低を更新するなか、燃費や品質を一段と高めたモデルチェンジ製品の拡販に努めましたが、車両搭載型クレーンの売上高は、68億8百万円（前期比61.4%）となりました。

高所作業車

電力電気・通信・レンタル向け需要が設備投資抑制により激減するなか、拡販に努め、過去最高のシェアを達成しましたが、高所作業車の売上高は、82億8千3百万円（前期比69.3%）となりました。

その他

部品、修理、中古車等のその他の売上高は、234億4千7百万円（前期比78.6%）となりました。

今後の経済見通しにつきましては、日本経済は、民間需要が低調に推

移するものの、輸出の増勢が続き、景気の回復が徐々に強まることが期待されます。海外では、米国経済は緩やかな回復、欧州経済は低成長にとどまる見通しのなか、中国等の新興国が引続き世界経済を牽引することが期待されます。

当社グループを取り巻く市場環境は、主力の建設用クレーンにおいて、エネルギー関連を始め各種プロジェクトによる需要回復が期待されますが、海外需要は欧米市場の回復の足取りが重いことから減少を見込み、国内需要は老朽化による買い替えで横ばいと見込んでおります。また、車両搭載型クレーンの国内需要は横ばい、高所作業車の国内需要は回復を見込んでおりますが、総じて厳しい環境で推移するものと予想されます。

当社グループは、経営環境の激変を受けて、平成21年度（09年度）より『中期経営計画（08-10）』を凍結し、緊急対応に集中しております。平成22年度（10年度）は、マーケットシェアアップとグループ製品拡販による売上確保、SVE活動による原価低減と徹底的な経費削減、たな卸資産の適正化を推進すると共に、競争力の源泉である「品質とサービス」に注力し、品質の向上とCS（カスタマーサポート）体制の強化を図ります。

私たちタダノグループは、「企業が社会や人との調和の中に生かされている存在」との認識のもと、地域社会・国際社会発展への貢献と地球環境の保全に役立つ事業活動を推進し、全てのステークホルダーの期待に応え、企業価値を最大化することで、「世界に、そして未来に誇れる企業」を目指します。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団の設備投資等の状況

当期の設備投資は、15億8千3百万円となりました。なお、当期中に完成した主要設備、当期において継続中の主要設備の新設・拡充及び重要な設備の除却・売却につきましては、特記すべき事項はありません。

(3) 企業集団の資金調達の状況

当期においては、借入金返済資金と運転資金に充当することを目的として、本年1月に第4回無担保社債200億円を発行いたしました。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第59期 (平成19年3月期)	第60期 (平成20年3月期)	第61期 (平成21年3月期)	第62期(当期) (平成22年3月期)
売 上 高	144,693百万円	174,360百万円	162,767百万円	104,251百万円
経 常 利 益	13,550百万円	17,980百万円	10,331百万円	297百万円
当期純利益又は 当期純損失(△)	7,689百万円	11,619百万円	5,539百万円	△895百万円
1株当たり 当期純利益又は 1株当たり 当期純損失(△)	60.08円	91.32円	43.56円	△7.05円
純 資 産	79,353百万円	87,490百万円	86,461百万円	84,608百万円
総 資 産	163,251百万円	177,404百万円	176,465百万円	159,875百万円
連 結 子 会 社 数	23社	24社	25社	26社

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式数により算出しております。

(5) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、建機事業（建設用クレーン、車両搭載型クレーン及び高所作業車等の製造販売）を営んでおります。

区 分	主 な 製 品
建設用クレーン	オールテレーンクレーン、ラフテレーンクレーン、トラッククレーン、軌陸車、伸縮ブーム式クローラクレーン
車両搭載型クレーン	カーゴクレーン、車両運搬車、軌陸車
高所作業車	高所作業車、穴掘建柱車、高架道路・橋梁点検車、軌陸車、照明車
そ の 他	部品、修理、中古車、リフター等

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ファウン G m b H	45,274 千ユーロ	100.0%	建設用クレーン等の製造
タダノ・ファウン G m b H	5,624 千ユーロ	(100.0%)	建設用クレーン等の販売
タダノ・アメリカ Corp.	2,500 千米ドル	(100.0%)	建設用クレーン等の販売
四国機工株式会社	180百万円	100.0%	建設用クレーン等の部品の製造
株式会社タダノアイメス	60百万円	100.0%	建設用クレーン等の販売

(注) タダノ・ファウン GmbH 及びタダノ・アメリカ Corp. の当社の出資比率は、間接所有の割合を表示しております。

(7) 当社の主要な提携の状況

相手先	国名	提携内容
日立建機株式会社	日本	トラッククレーン及びクローラクレーンの販売提携並びに高所作業車の OEM 相互供給
コベルコクレーン株式会社	日本	ラフテレーンクレーンの完成車・キャリヤ部の生産受託及びクレーン部の部品の共通化・共同購買
北京京城重工機械有限公司	中国	建設用クレーンの製造・販売を目的とする合弁会社「北起多田野（北京）起重機有限公司」の設立（資本金30百万米ドル、当社出資比率50%）

(8) 企業集団の主要な営業所及び工場等

区分	名称及び所在地	
当 社	本 社 等	本社：香川県高松市、東京事務所：東京都墨田区
	工 場	高松工場：香川県高松市、志度工場：香川県さぬき市、多度津工場：香川県多度津町、千葉工場：千葉県千葉市
	研 究 所・ 試 験 場	技術研究所：香川県高松市、 三本松試験場：香川県東かがわ市
	支社・支店等	東日本支社：宮城県仙台市 北海道支店：北海道札幌市、東北支店：宮城県仙台市、 北陸支店：富山県富山市 中日本支社：東京都墨田区 関東支店：埼玉県上尾市、東京支店：東京都墨田区、 中部支店：愛知県一宮市 西日本支社：大阪府堺市 関西支店：大阪府堺市、四国支店：香川県高松市、 中国支店：広島県坂町、九州支店：福岡県大野城市 北京事務所：中国・北京市 中東事務所：アラブ首長国連邦・ドバイ市
重 要 な 子 会 社	本社及び工場	ファウン GmbH：ドイツ・バイエルン州（本社及び工場） タダノ・ファウン GmbH：ドイツ・バイエルン州（本社） タダノ・アメリカ Corp.：米国・テキサス州（本社及び工場） 四国機工株式会社：香川県多度津町（本社及び工場） 株式会社タダノアイメス：東京都墨田区（本社）

(9) 企業集団及び当社の従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減
建 設 用 ク レ ー ン	1,661 名	+ 67 名
車 両 搭 載 型 ク レ ー ン	291	+ 17
高 所 作 業 車	294	+ 24
そ の 他	718	+ 33
全 社 共 通	79	△ 10
合 計	3,043	+131

- (注) 1. 従業員数は、就業人員を記載しております。
2. 従業員数における国内・海外従業員数は、国内2,171名、海外872名となっております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,434名	+34名	41.7歳	17.6年

- (注) 1. 従業員数は、就業人員を記載しております。
2. 従業員数には、嘱託81名を含み、出向者184名は含んでおりません。

(10) 当社の主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高		
	短期借入金	長期借入金	合 計
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	— 百万円	7,010 百万円	7,010 百万円
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	—	3,640	3,640
株 式 会 社 三 菱 東 京 UFJ 銀 行	—	2,060	2,060

- (注) 当社の借入金総額20,176百万円の10%以上の借入先を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 129,500,355株（自己株式2,398,969株含む）
- (3) 株 主 数 10,300名
- (4) 大 株 主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	11,810 ^{千株}	9.2 [%]
日本生命保険相互会社	8,239	6.4
資産管理サービス信託銀行株式会社	6,955	5.4
株式会社みずほ銀行	6,246	4.9
株式会社百十四銀行	6,171	4.8
明治安田生命保険相互会社	4,014	3.1
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,367	2.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	3,364	2.6
第一生命保険相互会社	3,217	2.5
多 田 野 弘	3,069	2.4

- (注) 1. 発行済株式の総数（自己株式除く）の10分の1以上の数の株式を保有する大株主はおりません。
2. 持株比率は、自己株式2,398,969株を控除して計算しております。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、資産管理サービス信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数は、すべて当該各社の信託業務に係る株式であります。
4. 日本生命保険相互会社の持株数には、特別勘定口438千株を含んでおります。
5. 明治安田生命保険相互会社の持株数には、特別勘定口14千株を含んでおります。
6. 第一生命保険相互会社の持株数には、特別勘定口9千株を含んでおります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	多田野 宏 一	開発部門統括
代表取締役副社長	高 戸 紀 幸	社長補佐、企画管理部門統括、中国事業部門担当
取締役・執行役員専務	鈴 木 正	国内営業部門・欧州事業部門・CS 部門統括、営業統括部門・米州事業部門・海外営業部門担当
取締役・執行役員常務	大 藪 修 二	生産部門・品質安全部門統括、購買部門担当
取 締 役	伊 藤 伸 彦	TPG キャピタル株式会社顧問
取 締 役	吉 田 康 之	株式会社日建設計総合研究所取締役
常 勤 監 査 役	中 西 正 晴	
常 勤 監 査 役	宇 川 悦 栄	
常 勤 監 査 役	石 川 博 文	
監 査 役	三 宅 雄 一 郎	弁護士（三宅法律事務所代表）

- (注) 1. 当期中の取締役の異動
退任 平成21年6月23日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって、伊賀正氏は取締役を退任いたしました。
2. 当期中の監査役の異動
就任 平成21年6月23日開催の第61回定時株主総会において、中西正晴氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。
退任 平成21年6月23日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって、依光慶二氏は監査役を退任いたしました。
3. 取締役のうち伊藤伸彦、吉田康之の両氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役のうち石川博文、三宅雄一郎の両氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 監査役 宇川悦栄氏は、当社経理担当部長を経験し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社と TPG キャピタル株式会社、株式会社日建設計総合研究所及び三宅法律事務所との間に特別な関係はありません。

7. 平成22年4月1日現在の取締役及び執行役員の担当・委嘱業務は、以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担当・委嘱業務
代表取締役社長	多田野 宏 一	企画管理部門・開発部門統括
代表取締役副社長	高 戸 紀 幸	
取締役・執行役員専務	鈴 木 正	CS部門・国内営業部門・海外営業部門・欧州事業部門・米州事業部門統括、営業統括部門担当
取締役・執行役員常務	大 藪 修 二	生産部門・品質安全部門統括、購買部門・中国事業部門担当
取 締 役	伊 藤 伸 彦	
取 締 役	吉 田 康 之	
執 行 役 員 常 務	アレクサンダー・クネヒト	欧州事業部門担当、ファウン GmbH 取締役社長
執 行 役 員 常 務	北 野 尚 夫	国内営業部門担当、営業統括部門担当補佐、国内営業企画部長
執 行 役 員 常 務	児 玉 義 人	企画管理部門担当、企画管理部長
執 行 役 員	多田野 誠 二	中国事業部門担当補佐
執 行 役 員	作 田 実	欧州事業部門担当補佐、ファウン GmbH 取締役副社長兼タダノ・ファウン・シュタールパウ GmbH 取締役社長
執 行 役 員	池 上 友 博	品質安全部門担当
執 行 役 員	内 田 秀 三	中国事業部門担当補佐、北起多田野（北京）起重機有限公司総経理
執 行 役 員	土 谷 良 明	生産部門担当、志度工場長
執 行 役 員	奥 山 環	生産部門・購買部門担当補佐、生産技術部長
執 行 役 員	澤 田 憲 一	CS部門担当、部品部長
執 行 役 員	西 陽 一朗	開発部門担当、開発企画部長
執 行 役 員	飯 村 慎 一	海外営業部門・米州事業部門担当、営業統括部門担当補佐、海外営業第一部長
執 行 役 員	川 本 親	開発部門担当補佐、LE 開発第二部長
執 行 役 員	高 梨 利 幸	国内営業部門担当補佐、国内営業企画部部长

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役	7 名	228百万円（うち社外取締役2名 21百万円）
監 査 役	5 名	51百万円（うち社外監査役2名 20百万円）

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与含む）は支払っておりません。
2. 上記には平成21年6月23日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました取締役1名、監査役1名を含んでおります。
3. 取締役及び監査役の報酬限度額は、平成20年6月24日開催の第60回定時株主総会において、取締役年額450百万円（うち社外取締役分は年額60百万円。使用人兼務取締役の使用人給与相当額は除く）、監査役年額100百万円（うち社外監査役分は40百万円）と決議いただいております。

(3) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

① 社外取締役及び社外監査役の当期における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	伊藤 伸彦	当期開催の取締役会19回のうち18回に出席し、主に企業経営に関する豊富な知識・経験等に基づく観点から、適宜発言をしております。
取 締 役	吉田 康之	当期開催の取締役会19回のうち18回に出席し、主にシンクタンクで培った豊富な知識・経験等に基づく観点から、適宜発言をしております。
監 査 役	石川 博文	当期開催の取締役会19回、監査役会14回のすべてに出席し、主にコンプライアンスに関する豊富な知識・経験等に基づく観点から、適宜発言をしております。
監 査 役	三宅雄一郎	当期開催の取締役会19回のうち16回、監査役会14回のうち12回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言をしております。

② 責任限定契約の内容の概要

社外取締役及び社外監査役につきましては、当社との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

なお、有限責任監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日付けで有限責任監査法人となりました。

(2) 当期中に係る会計監査人の報酬等の額

会計監査人の報酬等の内容	支払額
① 当社が公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等	45,000 千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46,500

- (注) 1. 会計監査人との契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 重要な子会社のうち、ファウン GmbH 及びタダノ・ファウン GmbH は、デロイト トウシュ GmbH、タダノ・アメリカ Corp. は、デロイト トウシュ LLP の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規程に則り、当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保する体制（内部統制システム構築の基本方針）

当社取締役会において、次のとおり決議しております。

- ① 取締役及び使用人の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、タダノグループ「CSR 憲章」「CSR 規範」に従って、グループ社員全員が法令や社会のルールを遵守し、また高い倫理観をもち、透明・健全かつ誠実な事業活動に取り組む。

また、コンプライアンス担当役員を設置すると共に、コンプライアンス委員会を通じて、啓発ツール等による法令遵守の教育研修を行い、コンプライアンスの徹底を図ると共に、内部通報制度によりコンプライアンス体制の強化を図る。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報については、当社の社内規程等に従い、適切に保存及び管理を行う。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務上には、事業戦略リスク、法的リスク、製品安全リスク、情報セキュリティリスク、環境リスク、自然災害リスク等様々なリスクがある。リスク委員会を通じて、定期的に社内のリスクの洗い出しと評価を行い、リスク毎に対応部署を定めて対応策を講じると共に規程化等により、リスクマネジメントの強化を図る。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、グループとして目標とすべき中期経営計画を定める。また、中期経営計画に基づき、年度毎に業績目標と予算を設定して、定期的に業績及び予算管理を行うと共に適切な経営資源の配分を行い、効率的な業務執行の確保を図る。

- ⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ子会社は、当社が定める「グループ経営推進基準」に従って、経営を行う。

当社は、グループ社員にも「CSR憲章」「CSR規範」及び内部通報制度を適用し、グループのコンプライアンス体制を強化する。グループ子会社は、各社の事業や規模を踏まえたリスク管理を行い、かつ内部統制システムの構築を推進する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の求めがあった場合には、内部統制室その他の関連部署は、監査役を補助するものとする。当該使用人に対しては、取締役及び他の使用人からの独立性を確保する。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼす事実及び法令・定款違反等コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合は、遅滞なく監査役に報告し、内部監査の実施状況及び内部通報制度に基づく通報状況については、適時に監査役に報告する。

取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する報告を求められた場合には、速やかに報告する。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な会議に出席すると共に、代表取締役社長及び会計監査人と各々定期的に意見交換会を開催する。

監査役、内部統制室、会計監査人は、相互に意思疎通し連携して各々監査の実効性の向上を図る。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の経営方針であります企業価値の最大化に向けて事業活動を推進するにあたっては、当社グループの事業活動に関する幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・取引先及び従業員等の全てのステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解があつてこそ、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社グループの企業価値・株主の皆様との共同の利益の最大化に向けた経営を行うことが可能であると考えております。

従つて、これらに関する十分な理解なしに当社株券等の大規模買付行為等がなされる場合には、当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益を確保し、向上させることにならないものと考えております。

しかし、大規模な買付行為等の中には、買収目的等からみて、当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益に対し明白な侵害をもたらすもの、あるいは当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在する可能性があります。

当社は、このような企業価値・株主の皆様との共同の利益を確保し、向上させることにならない大規模な買付行為等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えております。

② 基本方針の実現に資する取組みの概要

当社は、「市場変動を乗り越え、新たな成長軌道へ」をメインテーマとして平成20年度から平成22年度までの『中期経営計画（08-10）』に取組んでおります。しかしながら、経営環境の激変を受けて、平成21年度（09年度）より『中期経営計画（08-10）』を凍結し、緊急対応に集中しております。

また、コーポレート・ガバナンスにつきましては、経営の透明性・健全性・効率性を確保するための経営の重要課題の一つとして位置付

けております。

当社では、執行役員制度を導入し、少数の取締役によって、グループ全体の視点に立った迅速な意思決定を行い、取締役相互の監視と執行役員の業務執行の監督を行っております。

監査役は、重要な会議に出席すると共に、代表取締役社長及び会計監査人と各々定期的に意見交換会を開催しております。

さらに、企業としての社会的責任を果たすため、CSR委員会（委員長：代表取締役社長）を設置し、その課題解決推進組織となる「リスク委員会」「コンプライアンス委員会」「環境委員会」「製品安全委員会」「人財育成委員会」「安全衛生委員会」を通じ、経営の透明性と健全性を継続的に高め、業務リスクの軽減と業務品質向上を図る取組みを行っております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組みの概要

当社は、上記①の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成20年5月8日に開催された取締役会において、当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針（以下「本対応方針」という）の導入を決定し、平成20年6月24日開催の第60回定時株主総会において承認可決されました。これにより、本対応方針の有効期間は、平成23年6月開催予定の第63回定時株主総会の終結の時までの3年間となっております。

当社株券等の大規模買付行為等が行われる場合、大規模買付者に対して、当該大規模買付行為等に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要期間の確保を求めめるために、当社株券等の大規模買付行為等に関するルール（以下「大規模買付ルール」という）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。

そして、①大規模買付者がこの大規模買付ルールを遵守しない場

合、或いは②遵守した場合でも、大規模買付行為等が当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであるときや、企業価値・株主の皆様との共同の利益を著しく損なうときには、当社取締役会として一定の対抗措置を講じる方針です。

大規模買付行為等に対する対抗措置としては、大規模買付者による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当てその他法令又は当社の定款において当社取締役会の権限として認められているものの中から、その時々状況に応じて、適切なものを選択するものとします。

④ 上記の各取組みに関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

a. 基本方針の実現に資する取組み（上記②の取組み）について

上記②に記載した諸施策は、当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益を確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものであります。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様との共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではありません。

b. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み（上記③の取組み）について

(a) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本対応方針は、上記③に記載のとおり、大規模買付行為等が行われた際に、当該大規模買付行為等が不適切な買付行為等でないかどうかを株主の皆様及び当社取締役会が判断するために必要な情報及びその内容の評価・検討等に必要期間を確保し、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とすることで、企業価値・株主の皆様との共同の利益を確保し、向上させるための枠組みであり、基本方針に沿うものであります。

- (b) 当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本対応方針は当社株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を充足しております。

2) 株主意思を重視するものであること

本対応方針の有効期間は、平成20年6月24日開催の第60回定時株主総会において、本対応方針に関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため、①本対応方針の導入、継続、変更及び廃止を株主総会の決議によっても決定することができることとする定款変更、並びに、②本対応方針の有効期間の延長の可否について株主の皆様にご承認を得て、平成20年6月24日開催の第60回定時株主総会の日から平成23年6月開催予定の第63回定時株主総会の終結の時までの3年間となっております。

加えて、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において本対応方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で変更又は廃止されることになり、株主の皆様の意向が反映されるものとなっております。

3) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、本対応方針の導入に当たり、大規模買付ルールを遵守して一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルー

ルが遵守された場合に当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性、公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重するものといたします。

実際に大規模買付行為等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該大規模買付行為等が当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであるか否かを検討し、当該大規模買付行為等に対して対抗措置を発動すべきか否かについて、取締役会に勧告します。当社取締役会は、その勧告を最大限尊重して対抗措置を発動するか否かを決定します。独立委員会の勧告の概要及び判断の理由等については適時に株主の皆様へ情報開示いたします。

このように、独立性の高い独立委員会により、当社取締役会が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視することによって、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に資するよう本対応方針の運用が行われる仕組みが確保されております。

4) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件を設定していること

本対応方針においては、大規模買付行為等に対する対抗措置は合理的かつ客観的な要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

5) 第三者専門家の意見を取得すること

大規模買付者による大規模買付行為等が行われた場合、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を得ることができます。これにより、独立

委員会の勧告を最大限尊重してなされる当社取締役会の判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

6) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応方針は、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会における本対応方針を変更又は廃止する旨の決議により、いつでも変更又は廃止することができるものとされております。従って、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。なお、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(備考) 本事業報告中に記載の表示単位の金額及び株式数並びに持株比率は、数値未満を切り捨てております。

メ 毛 欄

連結貸借対照表 (平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	107,966	流動負債	30,680
現金及び預金	30,832	支払手形及び買掛金	11,825
受取手形及び売掛金	31,710	短期借入金	10,011
商品及び製品	17,511	リース債務	166
仕掛品	13,191	未払金	2,748
原材料及び貯蔵品	8,429	未払法人税等	383
繰延税金資産	2,244	製品保証引当金	1,042
短期貸付金	1,804	債務保証損失引当金	0
その他の	3,201	未経過割賦販売利益	1,043
貸倒引当金	△ 958	その他	3,458
固定資産	51,908	固定負債	44,585
有形固定資産	36,934	社債	20,000
建物及び構築物	11,369	長期借入金	15,990
機械装置及び運搬具	3,970	リース債務	385
土地	19,888	繰延税金負債	198
リース資産	354	再評価に係る繰延税金負債	2,804
建設仮勘定	98	退職給付引当金	4,704
その他	1,251	負債のれん	10
		その他	492
無形固定資産	2,615	負債合計	75,266
のれん	1,328	(純資産の部)	
その他	1,287	株主資本	87,516
投資その他の資産	12,358	資本金	13,021
投資有価証券	6,117	資本剰余金	16,852
繰延税金資産	3,620	利益剰余金	59,808
その他の	3,210	自己株式	△ 2,166
貸倒引当金	△ 590	評価・換算差額等	△ 3,580
		その他有価証券評価差額金	△ 221
		土地再評価差額金	△ 68
		為替換算調整勘定	△ 3,290
		少数株主持分	673
		純資産合計	84,608
資産合計	159,875	負債純資産合計	159,875

連結損益計算書 (平成21年4月1日から平成22年3月31日まで) (単位: 百万円)

科 目		金 額	
売上高	104,251		
売上原価	83,756		
割賦販売利益繰延前売上総利益	20,494		
未経過割賦販売利益戻入	611		
未経過割賦販売利益繰入	4		607
売上総利益	21,102		
販売費及び一般管理費	20,490		
営業利益	612		
営業外収益			
受割賦販売の取引		81	
受取当償		267	
受取配戻		179	
受取配戻		13	
受取配戻		546	1,089
営業外費用			
支払損		745	
支払損		658	1,404
経常利益	297		
特別利益			
固定資産引当		26	
固定資産引当		349	
固定資産引当		6	382
特別損失			
固定資産引当		7	
固定資産引当		835	
固定資産引当		8	
固定資産引当		1	852
税法人等調整住民税	172		
税法人等調整住民税	613		
税法人等調整住民税	△	19	594
少数株主利益	129		
当期純損失	895		

連結株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成21年3月31日残高	13,021	16,856	62,356	△ 2,159	90,076
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 1,652		△ 1,652
当期純損失			△ 895		△ 895
自己株式の取得				△ 15	△ 15
自己株式の処分		△ 3		7	3
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△ 3	△ 2,548	△ 7	△ 2,559
平成22年3月31日残高	13,021	16,852	59,808	△ 2,166	87,516

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成21年3月31日残高	△ 195	5	△ 68	△ 3,699	△ 3,959	344	86,461
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△ 1,652
当期純損失							△ 895
自己株式の取得							△ 15
自己株式の処分							3
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 26	△ 5		409	378	329	707
連結会計年度中の変動額合計	△ 26	△ 5	—	409	378	329	△ 1,852
平成22年3月31日残高	△ 221	—	△ 68	△ 3,290	△ 3,580	673	84,608

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数……26社

主要な連結子会社の名称

ファウン GmbH、タダノ・ファウン GmbH、タダノ・アメリカ Corp.
四国機工(株)、(株)タダノアイメス

(除外)

前連結会計年度まで当社の連結子会社であった国際機械商事(株)は、平成21年4月1日付で当社に吸収合併されております。また、前連結会計年度まで当社の連結子会社であったタダノ・エンタープライズ(株)は、平成21年10月1日付で連結子会社であるトーヨークレーンサービス(株)に吸収合併されております。なお、トーヨークレーンサービス(株)は商号変更し、(株)タダノテクノ東日本となっております。

(新規)

当連結会計年度において、金天利多田野（河北）金属加工有限公司、タダノオセアニア Pte. Ltd. を設立したことにより、当連結会計年度より連結子会社に含めております。また、前連結会計年度において非連結子会社であったスパンデック Inc.（現：タダノ・マンティス Corp.）は、経営環境の激変を受け、収益力が急速に悪化しました。このため、当連結会計年度末において同社の「のれん」について見直した結果、「減損損失」を計上することとしました。これにともない、重要性の判断から同社を連結子会社としました。

(2) 非連結子会社の数及び名称

非連結子会社の数……1社

非連結子会社の名称

タダノ・インダストリア・エ・コメルシオ Ltda.

（連結の範囲から除いた理由）

タダノ・インダストリア・エ・コメルシオ Ltda. は実質的な営業を行っていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社タダノ・インダストリア・エ・コメルシオ Ltda. 及び関連会社4社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。主要な関連会社は北起多田野（北京）起重機有限公司であります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ファウン GmbH、タダノ・ファウン GmbH、タダノ・ファウン・ホーランド B.V.、タダノ・アジア Pte. Ltd.、韓国多田野(株)、多田野華南有限公司、タダノ・アメリカ Corp.、京城多田野（北京）液圧機器有限公司、タダノ・ファウン・シュタルパウ GmbH、タダノ・アメリカ・ホールディングス Inc.、金天利多田野（河北）金属加工有限公司、タダノオセアニア Pte. Ltd. 及びタダノ・マンティス Corp. の決算日は12月31日であり、当該連結子会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。また、その他の連結子会社の決算日は3月31日であります。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券(市場価格のあるもの)……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定）

その他有価証券(市場価格のないもの)……………移動平均法による原価法

- ② デリバティブの評価基準及び評価方法
 デリバティブ ……………時価法
- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
 商品及び製品
 商品・製品・半製品（キャリヤパーツ）
 ……主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 半製品（その他）
 ……主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- 仕掛品
 ……主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- 原材料及び貯蔵品
 ……主として総平均法による原価法（キャリヤは個別法による原価法）
 （貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 有形固定資産（リース資産を除く）
 ……主として定率法（在外連結子会社は定額法）
- (3) 重要な引当金の計上基準
 貸倒引当金
 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に検討した回収不能見込額を計上しております。
- 製品保証引当金
 製品のアフターサービスに対する費用に充当するため、主として過去の実績割合により計上しております。
- 債務保証損失引当金
 当社製品を購入する顧客の当社提携銀行等よりの借入金に対する保証損失に備えるため、顧客の借入金に関する当社の保証債務に対し、過去の履行実績率を基準にした保証損失見込額を計上しております。
- 退職給付引当金
 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理することとしております。
- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。
- (5) 重要なヘッジ会計の処理
 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理に、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
- (6) 収益及び費用の計上基準
 売上のうち、一部について割賦基準を採用しております。
- (7) 消費税等の処理方法
 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (8) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
 連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

- (9) のれん及び負ののれんの償却に関する事項
 のれん及び負ののれんの償却については、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積り年数で、その他については5年間の均等償却を行っております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 27,261百万円
 2. 保証債務
 販売先の当社提携銀行等よりの借入の保証 6,996百万円
 3. 受取手形裏書譲渡高 5,899百万円
 4. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,210百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
 普通株式 129,500,355株
 2. 配当に関する事項
 (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月23日 定時株主総会	普通株式	1,017	8.00	平成21年3月31日	平成21年6月24日
平成21年10月30日 取締役会	普通株式	635	5.00	平成21年9月30日	平成21年12月4日
計		1,652			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成22年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ①配当金の総額 381百万円
 ②配当の原資 利益剰余金
 ③1株当たり配当額 3円
 ④基準日 平成22年3月31日
 ⑤効力発生日 平成22年6月28日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については短期的な運用に限定し、また、資金調達については金融機関よりの借入あるいは社債によりおこなう方針で

あります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するため、外貨建債権債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに短期貸付金は、顧客の信用リスクに晒されており、また、グローバルに事業展開していることから生じている外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されていますが、一部の外貨建ての営業債権については先物為替予約を利用してヘッジしております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規定にしたがい取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期毎に把握する事としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に取り締役に時価が報告されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年内の支払期日であります。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に伴う資金調達であり、長期借入金は主に投融資にかかる資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものについては、支払い金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているためその判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従っており、また、デリバティブの利用にあたっては信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

また、営業債務や借入金は、流動性のリスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金計画を作成するなどの方法により個別に管理しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	30,832	30,832	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金	31,710 △ 945		
	30,764	30,737	△ 26
(3) 短期貸付金 貸倒引当金	1,804 △ 11		
	1,793	1,935	142
(4) 投資有価証券 その他有価証券	5,893	5,893	—
(5) 支払手形及び買掛金	(11,825)	(11,825)	—
(6) 未払金	(2,748)	(2,748)	—
(7) 短期借入金	(10,011)	(10,011)	—
(8) 未払法人税等	(383)	(383)	—
(9) 長期借入金	(15,990)	(15,994)	4
(10) 社債	(20,000)	(20,072)	72
(11) デリバティブ	—	—	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金の時価は、一定の期間毎に区分した受取手形の入金予定金額をリスクフリーレートで割り引いた現在価値から貸倒引当金を控除した金額によっております。

(3) 短期貸付金

短期貸付金の時価については一定の期間毎に区分した貸付金の元利息をリスクフリーレートで割り引いた現在価値から貸倒引当金を控除した金額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっており、証券投資信託の受益証券は基準価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 未払金、(7) 短期借入金並びに (8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金並びに (10) 社債

長期借入金及び社債の時価については、元利息の合計額を同様の新規借入及び社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(11) デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。また、為替予約について振当処理によるもののうち売掛金と一体として処理されているものについては、その時価は、当該売掛金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額160百万円)及び関連会社株式(連結貸借対照表計上額64百万円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	660円38銭
2. 1株当たり当期純損失	7円5銭

(注) 連結計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (平成22年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	79,413	流動負債	22,493
現金及び預金	24,228	支払手形	1,803
受取手形	9,978	買掛金	10,577
売掛金	19,439	短期借入金	1,556
商品及び製品	11,895	一年内に返済すべき長期借入金	3,950
仕掛品	6,442	リース債務	152
原材料及び貯蔵品	4,968	未払金	1,702
繰延税金資産	1,264	未払費用	995
未収入金	1,166	未払法人税等	62
その他	679	未払消費税等	196
貸倒引当金	△ 649	製品保証引当金	360
		債務保証損失引当金	0
固定資産	61,568	未經過割賦販売利益	25
有形固定資産	29,424	割賦販売前受利息	470
建物	8,371	その他	639
構築物	1,158		
機械及び装置	3,102	固定負債	42,204
車両運搬具	85	社債	20,000
工具器具及び備品	428	長期借入金	14,670
土地	15,830	リース債務	327
リース資産	351	再評価に係る繰延税金負債	2,804
建設仮勘定	96	退職給付引当金	3,939
		長期未払金	70
無形固定資産	318	その他	392
特許権等	9		
借地権	29	負債合計	64,697
ソフトウェア	112		
リース資産	105	(純資産の部)	
その他	61	株主資本	76,575
		資本金	13,021
投資その他の資産	31,825	資本剰余金	16,959
投資有価証券	6,033	資本準備金	16,913
関係会社株	8,829	その他資本剰余金	45
出資	4	利益剰余金	48,761
関係会社出資金	13,331	利益準備金	2,409
長期滞留営業債権	502	その他利益剰余金	46,352
長期前払費用	27	固定資産圧縮積立金	709
繰延税金資産	3,031	別途積立金	27,060
その他	551	繰越利益剰余金	18,582
貸倒引当金	△ 486	自己株式	△ 2,166
		評価・換算差額等	△ 290
		その他有価証券評価差額金	△ 221
		土地再評価差額金	△ 68
		純資産合計	76,285
資産合計	140,982	負債純資産合計	140,982

損益計算書 (平成21年4月1日から平成22年3月31日まで) (単位:百万円)

科 目		金 額	
売 上 高 価	上 原 価		71,128 57,187
割 賦 販 売 利 益 繰 延 前 売 上 総 利 益	未 経 過 未 経 過 割 賦 販 売 利 益 戻 入	145 4	13,940 141
売 上 総 利 益	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		14,082 15,709
営 業 損 失			1,626
営 業 外 収 益	受 割 受 雑 賦 販 取 取 配 収 受 取 利 息 金 益	35 233 436 358	1,064
営 業 外 費 用	支 社 社 雑 払 債 債 発 損 利 行 息 費 失	504 45 99 433	1,083
経 常 損 失			1,645
特 別 資 産 利 益	固 貸 抱 関 倒 合 係 引 せ 株 式 社 消 清 取 減 算 却 崩 差 益 益 益	22 303 1,833 6	2,165
特 別 資 産 損 除 失 却 損 失 入 損	固 減 貸 會 倒 員 引 權 等 当 等 損 金 評 価 繰 入 損	6 1 8 1	17
税 引 前 当 期 純 利 益	法 人 税 住 民 税 等 及 び 事 業 税 額	49 492	502 442
当 期 純 利 益			945

株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
平成21年3月31日残高	13,021	16,913	49	16,963	2,409	714	27,060	19,284	49,468
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩						△ 4		4	—
剰余金の配当								△ 1,652	△ 1,652
当期純利益								945	945
自己株式の取得									
自己株式の処分			△ 3	△ 3					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	△ 3	△ 3	—	△ 4	—	△ 702	△ 707
平成22年3月31日残高	13,021	16,913	45	16,959	2,409	709	27,060	18,582	48,761

	株 主 資 本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成21年3月31日残高	△ 2,159	77,294	△ 195	5	△ 68	△ 259	77,035
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩			—				—
剰余金の配当		△ 1,652					△ 1,652
当期純利益		945					945
自己株式の取得	△ 15	△ 15					△ 15
自己株式の処分	7	3					3
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△ 26	△ 5		△ 31	△ 31
事業年度中の変動額合計	△ 7	△ 718	△ 26	△ 5	—	△ 31	△ 750
平成22年3月31日残高	△ 2,166	76,575	△ 221	—	△ 68	△ 290	76,285

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
- その他有価証券(市場価格のあるもの)……………期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- その他有価証券(市場価格のないもの)……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

- デリバティブ……………時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

- 製 品……………個別法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- 半製品……………月総平均法による原価法(キャリヤパーツは個別法による原価法)
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕掛品……………個別法による原価法

- (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品

- 原材料……………月総平均法による原価法(キャリヤは個別法による原価法)
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- 貯蔵品……………最終仕入原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費については、支出時に全額を費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に検討した回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

製品のアフターサービス費用に充当するため、製品保証実施規定に基づく保証サービス費の過去の実績率を基準にした要保証サービス額を計上しております。

(3) 債務保証損失引当金

当社製品を購入する顧客の当社提携銀行等よりの借入金に対する保証損失に備えるため、顧客の借入金に関する当社の保証債務に対し、過去の履行実績率を基準にした保証損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次から費用処理することとしております。

5. 割賦販売の会計処理

(未経過割賦販売利益)

割賦契約による売上について割賦販売の会計処理を採用しており、支払期日未到来分に対応する利益を「未経過割賦販売利益」として流動負債に計上するとともに、当事業年度中の支払期日到来分に対応する利益を「未経過割賦販売利益戻入」として当事業年度の利益に戻入しております。

(割賦販売受取利息)

支払期日未到来分に対応する額を「割賦販売前受利息」として流動負債に計上するとともに、当事業年度中の支払期日到来分に対応する額を「割賦販売受取利息」として営業外収益に計上しております。

6. ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理に、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

7. 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 21,129百万円
2. 割賦販売契約等に基づいて一年経過後に入金期日の到来する受取手形金額 1,251百万円
3. 保証債務
他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。
タダノ・アメリカ・Corp. 2,791百万円
フ ァ ウ ン GmbH 2,623百万円
タダノ・アメリカ・ホールディングス Inc. 465百万円
そ の 他 8,958百万円
計 14,838百万円
4. 受取手形裏書譲渡高 5,893百万円
5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）
短期金銭債権 4,163百万円
短期金銭債務 2,893百万円
長期金銭債務 255百万円
6. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,210百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

売 上 高 17,204百万円

営 業 費 用 18,734百万円

(2) 営業取引以外の取引高

431百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式 2,398,969株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳（単位：百万円）

繰延税金資産	
退職給付引当金	1,557
関係会社株式	556
未払費用	343
貸倒引当金	278
繰越欠損金	1,293
その他	2,327
繰延税金資産小計	<u>6,357</u>
評価性引当額	<u>△ 1,569</u>
繰延税金資産合計	4,787
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△ 464
その他	△ 26
繰延税金負債合計	<u>△ 490</u>
繰延税金資産の純額	<u>4,296</u>

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産—繰延税金資産	1,264
固定資産—繰延税金資産	3,031

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	39.54%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.77%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 19.12%
評価性引当額の増減	17.89%
抱合せ株式消滅差益	△144.25%
住民税均等割	10.51%
その他	△ 0.49%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>△ 88.15%</u>

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、工場機械設備の一部、電子計算機及びその周辺機器等については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	機械及び装置	工具器具及び備品	その他	合計
取得価額相当額(百万円)	386	259	1,024	1,670
減価償却累計額相当額(百万円)	253	217	711	1,182
期末残高相当額(百万円)	133	41	312	488

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年以内 252百万円

1年超 302百万円

合計 555百万円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 339百万円

減価償却費相当額 314百万円

支払利息相当額 15百万円

4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。利息相当額の算定方法は、リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	コンコルド・リース・アンド・ファイナンス株式会社	所有 直接 100.0%	資金の借入	資金の借入(注1)	2,846	借入金	1,556
子会社	ファウン GmbH	所有 直接 100.0%	債務保証	債務保証(注2) 保証料の受入(注2)	2,623 12	— —	— —
子会社	タダノ・ファウン GmbH	所有 間接 100.0%	原材料・製品の購入	当社建設用クレーンの原材料の購入及びファウン社製建設用クレーンの購入(注3)	10,511	買掛金	162
子会社	タダノ・アメリカ Corp.	所有 間接 100.0%	債務保証	債務保証(注2) 保証料の受入(注2)	2,791 2	— —	— —

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) コンコルド・リース・アンド・ファイナンス株式会社に対する借入については、市場金利を勘案して決定しております。

(注2) ファウン GmbH 及びタダノ・アメリカ Corp. の銀行借入につき、債務保証を行ったものであり年率0.3%の保証料を受領しております。

(注3) 原材料・製品の購入にあたっては、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	600円19銭
2. 1株当たり当期純利益	7円44銭

退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、昭和44年8月から退職金制度の一部について適格退職年金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

2. 退職給付債務に関する事項（平成22年3月31日現在）（単位：百万円）

イ. 退職給付債務	△ 9,583
ロ. 年金資産	3,915
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△ 5,668
ニ. 未認識数理計算上の差異	1,728
ホ. 退職給付引当金(ハ+ニ)	△ 3,939

3. 退職給付費用に関する事項（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）（単位：百万円）

イ. 勤務費用	460
ロ. 利息費用	198
ハ. 期待運用収益	△ 26
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	310
ホ. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ)	942

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.00%
ハ. 期待運用収益率	0.75%
ニ. 数理計算上の差異の処理年数	12年

（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。）

(注) 計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成 22 年 5 月 10 日

株式会社 タダノ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡林正文 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保誉一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タダノの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タダノ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成 22 年 5 月 10 日

株式会社 タダノ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡林正文 ㊦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保誉一 ㊦

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タダノの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検査することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥は認識していない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 22 年 5 月 14 日

株式会社 タダノ 監査役会

常勤監査役	中 西 正 晴 ㊦
常勤監査役	宇 川 悦 栄 ㊦
常勤監査役(社外監査役)	石 川 博 文 ㊦
社外監査役	三 宅 雄 一 郎 ㊦

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきますたく存じます。

(1) 期末配当に関する事項

当社は、利益配分につきましては、安定的な利益還元を継続することを基本に、連結業績及び配当性向等を総合的に勘案のうえで決定し、同時に、財務体質の健全性を維持するために内部留保の充実にも取り組むこととしております。

当期の期末配当につきましては、業績及び今後の厳しい経営環境を勘案し、誠に遺憾ながら次のとおりとさせていただきますたく存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円

総額381,304,158円

なお、中間配当金5円を合わせ、年間配当金は前期よりも8円減額の1株につき8円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成22年6月28日（月曜日）

(2) その他の剰余金の処分に関する事項

① 減少する剰余金の項目とその額

固定資産圧縮積立金 4,759,188円

② 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 4,759,188円

第2号議案 取締役5名選任の件

現在の取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ただの こういち 多田野 宏一 (昭和29年7月3日生)	昭和52年4月 丸紅株式会社入社 昭和63年6月 当社入社 平成3年6月 社長室長 平成9年1月 ファウン GmbH 取締役社長 平成9年6月 取締役 平成11年4月 取締役、執行役員常務 平成13年4月 取締役、執行役員専務 平成14年4月 代表取締役、執行役員専務 平成15年6月 代表取締役社長 平成22年4月 代表取締役社長、企画管理部門・開発部門統括（現任）	223,000株
2	すず き ただし 鈴木 正 (昭和28年1月5日生)	昭和51年4月 住友商事株式会社入社 平成9年4月 当社入社 平成9年7月 海外事業部長 平成11年4月 執行役員、海外事業部長 平成13年6月 取締役、執行役員、海外事業部長 平成14年4月 取締役、執行役員常務 平成15年6月 取締役、執行役員専務 平成22年4月 取締役、執行役員専務、CS部門・国内営業部門・海外営業部門・欧州事業部門・米州事業部門統括、営業統括部門担当（現任）	84,000株
3	おお やぶ しゅうじ 大藪 修二 (昭和22年6月12日生)	昭和45年4月 当社入社 平成8年10月 人事部長 平成11年4月 経営企画室部長（人事・総務担当） 平成12年4月 執行役員、経営企画室部長 平成13年4月 執行役員、企画管理部部长 平成15年6月 執行役員、企画管理部部长 平成17年6月 取締役、執行役員常務 平成22年4月 取締役、執行役員常務、生産部門・品質安全部門統括、購買部門・中国事業部門担当（現任）	66,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	伊藤 伸彦 (昭和22年2月5日生)	昭和46年7月 エクソン化学ジャパン入社 平成元年7月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社入社 平成11年1月 GE 横河メディカルシステム株式会社代表取締役社長 平成14年9月 GE エジソン生命保険株式会社(現:AIG エジソン生命保険株式会社)代表取締役社長兼 CEO 平成16年1月 GEキャピタルリーシング株式会社代表取締役社長兼 CEO 平成17年2月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社代表取締役社長兼 CEO 平成20年1月 TPG キャピタル株式会社顧問(現任) 平成20年2月 NIS グループ株式会社取締役 平成20年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) TPG キャピタル株式会社顧問	0株
5	吉田 康之 (昭和22年8月23日生)	昭和46年4月 株式会社三菱総合研究所入社 平成14年10月 同社参与 平成19年10月 株式会社日建設計総合研究所入社、上席研究員 平成20年1月 同社常務理事、上席研究員 平成20年6月 当社取締役(現任) 平成21年3月 株式会社日建設計総合研究所取締役、常務理事、副所長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社日建設計総合研究所取締役	8,000株

- (注) 1. 取締役候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 伊藤伸彦、吉田康之の両氏は社外取締役の候補者であります。
また、両氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
3. 社外取締役候補者選任理由
伊藤伸彦氏につきましては、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、また企業経営に関する豊富な知識と経験を当社経営に活かしていただくため、選任をお願いするものであります。
吉田康之氏につきましては、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、またシンクタンクで培った豊富な知識と経験を当社経営に活かしていただくため、選任をお願いするものであります。

4. 社外取締役との責任限定契約について

社外取締役候補者 伊藤伸彦、吉田康之の両氏につきましては、当社との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 宇川悦榮、石川博文の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、選任いただいた場合の任期は、第66回定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	うがわ よし ひで 宇川悦榮 (昭和21年8月14日生)	昭和45年12月 当社入社 平成5年10月 関連事業部長 平成9年4月 経理部長 平成13年4月 執行役員、企画管理部部長 平成20年6月 常勤監査役（現任）	24,000株
2	いしかわ ひろ ふみ 石川博文 (昭和23年3月4日生)	平成12年2月 高瀬警察署長 平成14年3月 香川県警察本部警務部参事官 平成17年3月 香川県警察本部生活安全部長 平成18年3月 香川県警察本部退職 平成18年6月 当社常勤監査役（現任）	17,000株

(注) 1. 監査役候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

2. 石川博文氏は社外監査役候補者であります。

また、同氏の当社における社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

3. 社外監査役候補者選任理由

石川博文氏につきましては、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、またコンプライアンスに関する豊富な知識と経験を当社監査体制に活かしていただくため、選任をお願いするものであります。

4. 社外監査役との責任限定契約について

社外監査役候補者 石川博文氏につきましては、当社との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役 香西 忠氏は、本総会開始の時をもって予選の効力が満了いたしますので、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。補欠監査役候補者 香西 忠氏は、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査役 石川博文、三宅雄一郎の両氏の補欠監査役となります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
香西 忠 (昭和12年12月20日生)	平成9年4月 香川県警察本部退職 平成10年6月 当社常勤監査役 平成18年6月 当社補欠監査役（現任）	14,331株

(注) 1. 補欠監査役候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

2. 香西 忠氏は補欠の社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役の補欠監査役候補者選任理由

香西 忠氏につきましては、コンプライアンスに関する豊富な知識と当社社外監査役としての経験を当社の監査体制に活かしていただくため、選任をお願いするものであります。

4. 社外監査役との責任限定契約について

補欠監査役候補者 香西 忠氏が原案どおり選任され、かつ社外監査役に就任した場合には、当社との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

以上

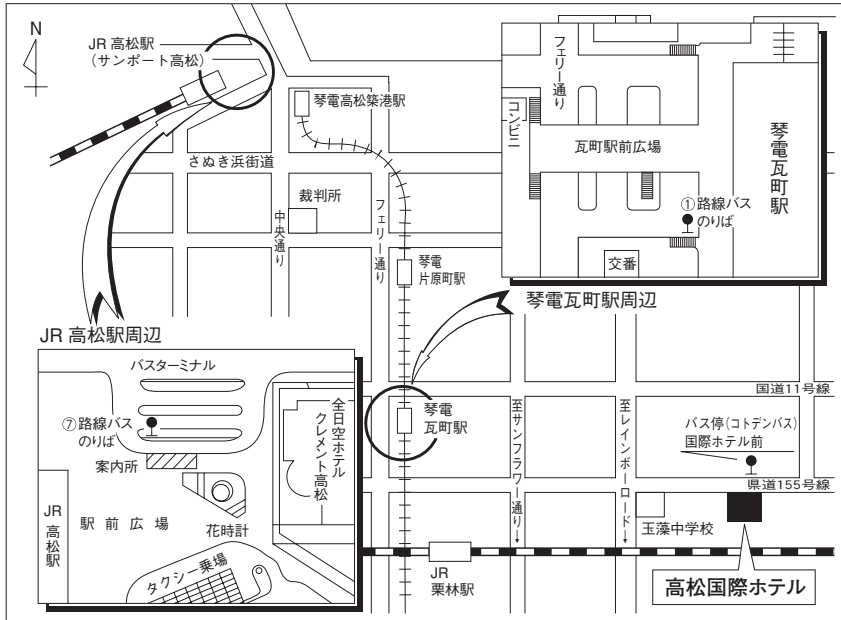
メ 毛 欄

メ 毛 欄

第62回定時株主総会会場ご案内図

会場：香川県高松市木太町2191番地 1

高松国際ホテル 新館 2階 瀬戸の間



ご参考 (交通手段)

● コトデン路線バス

(庵治線 / 高松医療センター 大学病院線 国際ホテル前下車)

JR 高松駅前⑦のりば 発車時刻 午前 9 時 5 分 午前 9 時 20 分

琴電瓦町駅①のりば 発車時刻 午前 9 時 15 分 午前 9 時 30 分

● タクシー

JR 高松駅から15分 琴電瓦町駅から10分

● 高松国際ホテルには、駐車場もございます。